

# 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (中小企業労働時間適正化促進助成金の廃止関係)

## 1 改正の内容

- 中小企業労働時間適正化促進助成金（以下「適正化助成金」という。）については、働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主に対する支援策として、平成19年度に創設された助成金（労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第27条）であり、特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主が、総実労働時間を削減するために割増賃金率の引上げ等一定の事項を盛り込んだ「働き方改革プラン」（実施期間1年間）を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、100万円を支給することとされている（別紙参照）。
- この適正化助成金は、中小企業における長時間労働の是正に一定の役割を果たしてきたが、我が国の厳しい財政状況においては、予算事業の効率化、合理化が求められており、助成金制度についても随時必要な見直しを行うことが求められている。
- 一方、平成20年度には、労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進することを目的とする「職場意識改善助成金（以下「改善助成金」という。）」が創設されたところであり、両助成金の趣旨及び助成対象は異なっているものの、労働時間に着目して働き方を見直す制度であることは共通しており、改善助成金において講ずべき措置の中には、所定外労働の削減のための措置も盛り込まれているところである。
- このため、長時間労働の是正に係る部分において、改善助成金と共通する適正化助成金については廃止することとし、労災則第27条を削除するとともに、平成21年4月1日以前に「働き方改革プラン」を策定し、認定を受けた中小事業主については、プランに盛り込まれた内容を実施した場合には助成金の支給を受けられるよう、必要な経過措置を規定するものである。

## 2 施行期日

平成21年4月1日

～長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主の皆さまへ～

## 中小企業労働時間適正化促進助成金のご案内

働き方の見直しにより、長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主の皆さまを支援する助成金です。

中小企業労働時間適正化促進助成金の概要は次のとおりですので、是非ご活用下さい。

### 対象となる中小事業主

特別条項付き時間外労働協定<sup>(※1)</sup>を締結している中小事業主<sup>(※2)</sup>等であって、次のイからハまでのすべての措置を盛り込んだ「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を策定し、都道府県労働局長の認定を受け、そのプランの措置を完了した中小事業主の方です。

#### イ 次のいずれかの措置

- ① 特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること
- ② 割増賃金率を自主的に引き上げること(1か月の限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること)

#### ロ 次のいずれかの措置

- ① 年次有給休暇の取得促進
- ② 休日労働の削減
- ③ ノー残業デー等の設定

#### ハ 次のいずれかの措置

- ① 業務の省力化に資する設備投資等の実施(300万円以上のものに限る)
- ② 新たな常用労働者の雇入れ

※1 臨時的に時間外労働の限度時間(1か月45時間)を超えて時間外労働を行う場合に締結しなければならないものです。

※2 中小事業主とは

- ・小売業においては、資本金・出資の総額が5,000万円以下又は常用労働者が50人以下
- ・卸売業においては、資本金・出資の総額が1億円以下又は常用労働者が100人以下
- ・サービス業においては、資本金・出資の総額が5,000万円以下又は常用労働者が100人以下
- ・その他の業種においては、資本金・出資の総額が3億円以下又は常用労働者が300人以下である事業主をいいます。

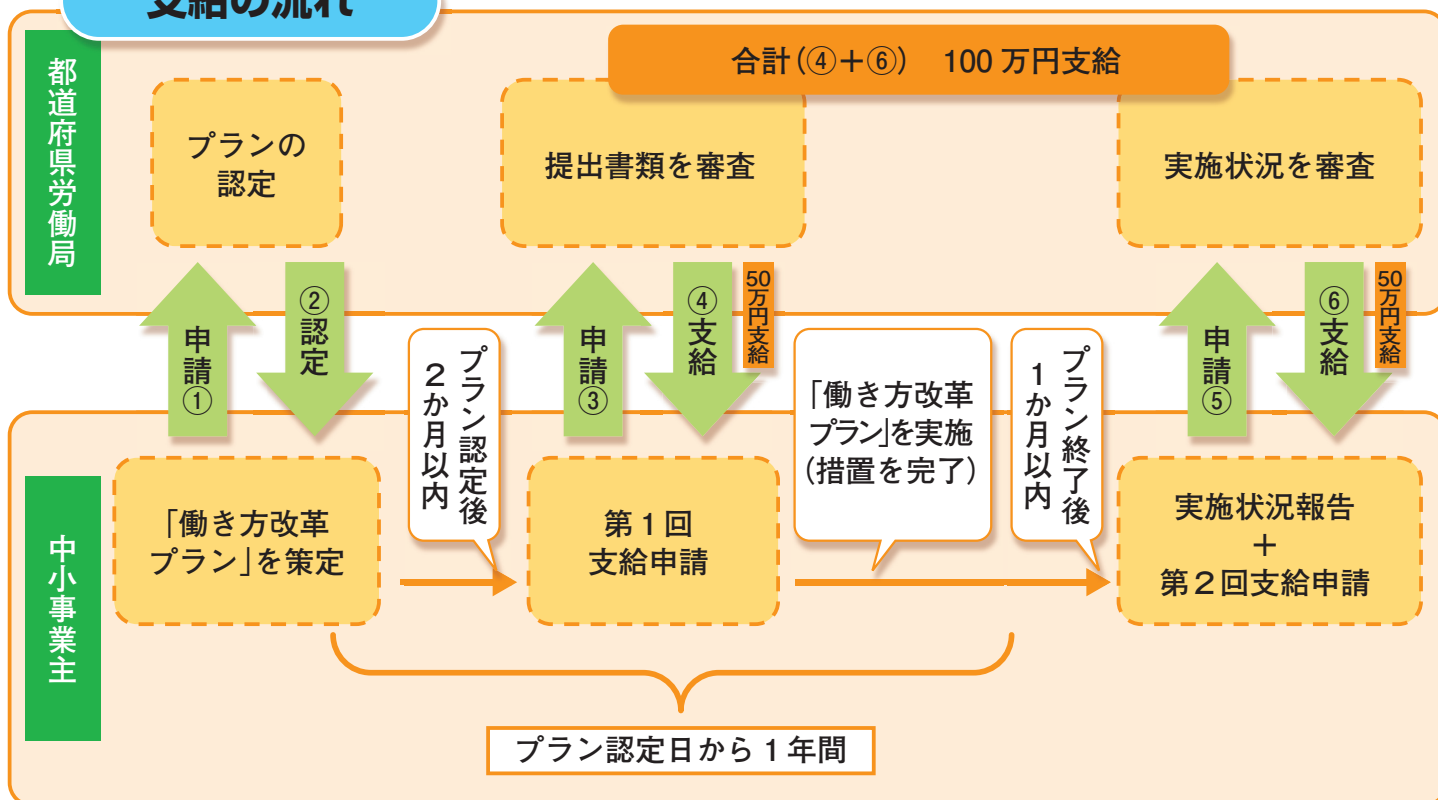
## 支給額

	支給時期	支給額
第1回	都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、特別条項付き時間外労働協定や就業規則等の整備を行った場合	50万円
第2回	都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、時間外労働削減等の措置及び省力化投資等の措置又は雇入措置を完了した場合	50万円
合計	—	100万円

### 支給を受けるに 当たっての注意点

本助成金は、「働き方改革プラン」に盛り込まれた措置を完了した事業主に対して支給するものです。第1回の支給を受けた事業主が、「働き方改革プラン」を完了しなかった場合には、**第1回支給額を全額返還していただくことになります。**

## 支給の流れ



注) 本助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものですので、支給要件を満たしていても支給できない場合があります。

## お問い合わせ先

中小企業労働時間適正化促進助成金の詳細については、お近くの都道府県労働局労働基準部監督課へお問い合わせ下さい。